

令和元年 1 1 月 1 4 日 開会

令和元年 1 1 月 1 4 日 閉会

# 令和元年第 6 回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 令和元年第6回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号 (11月14日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第105号～議案第106号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4
閉会の宣告	8
署名議員	9

第 6 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和元年第6回鮫川村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和元年11月14日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第105号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第106号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(9名)

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	6番	北條利雄君
7番	関根英也君	8番	前田雅秀君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員(1名)

5番 堀川照夫君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	総務課長	楠木重正君
住民福祉課長	斉藤利己君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	鈴木千鶴子君
		補佐	

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 古 館 甚 子  
事 務 局 長

書 記 矢 吹 かおり

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

5番、堀川照夫議員から本日の会議に欠席する旨の届け出があり、これを許可したので、報告します。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第6回鮫川村議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議案第105号から議案第106号までの2議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長職務代理者に出席を求めました。

代表監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、10月18日、東白衛生組合議会定例会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

8番 前田 雅 秀 君 及び

9番 前田 武 久 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第105号～議案第106号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第105号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から日程第4、議案第106号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの2議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第105号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）から議案第106号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）までの2議案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第105号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページから2ページ、事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算額32億862万1,000円に対し、5,100万円を増額し、補正後の予算総額を32億5,962万1,000円とするものであります。

まず、歳入であります。

事項別明細書の2ページをお開きを願います。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金5,100万円の増額は、令和元年台風第19号及びその後の豪雨により被災した箇所のうち、補助災害復旧事業に該当しない災害に対し、村単独災害復旧対策補助事業を実施するための財源に充てるため、財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れするものであります。

次に、歳出補正予算であります。

3ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の補正は、落雷により故障した高齢者総合福祉センターひだまり荘の火災通報装置や自動消火装置等を修繕するために70万円増額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、28節繰出金の70万円の増額は、簡易水道特別会計への繰出金を70万円増額するものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金1,000万円の増額は、令和元年台風第19号及びその後の豪雨により被災した箇所のうち、補助災害復旧事業に該当しない小規模な農地、農道、水路などの被災箇所を復旧する費用について、農地等小規模災害復旧支援事業補助金として、20万円を上限として経費の2分の1を助成するためのものであります。

次に、8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金、補助及び交付金100万円の増額は、同じく令和元年台風第19号及びその後の豪雨により被災した住宅の補修等に対し、被災者住宅再建支援事業補助金として20万円を上限に経費の2分の1を助成するためのものであります。

次に、4ページをお開き願います。

9款1項消防費、4目災害対策費、19節負担金、補助及び交付金4,000万円の増額は、同じく令和元年台風第19号及びその後の豪雨により住宅の背後地において土砂崩落等の被害を受けた住宅の土砂の搬出、土留め工事、法面の緑化工事及び住宅の進入路が寸断され緊急車両が進入できなくなった住宅の進入路の復旧工事等に対して住宅背後地等災害対策支援事業



補助金として100万円を上限に経費の2分の1を助成するためのものです。

次に、議案第106号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページから4ページ、事項別明細書は5ページをお開き願います。

補正前の予算額1億3,551万9,000円に対し、今回70万円を増額し、補正後の予算総額を1億3,621万9,000円とするものであります。

事項別明細書6ページをごらん願います。

歳入であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金を70万円増額いたします。

歳出であります。

2款施設費、1項1目施設管理費、15節工事請負費70万円の増額は、今回台風19号により村道中野町線、渡瀬ですね、中野町線が被災し道路の中に埋設してある渡瀬簡易水道の水道管が露出してしまいました。道路復旧工事の際には水道管にも影響があり、万が一漏水した場合、現在、仕切弁が中山地区に1カ所しかないために、断水の影響が広範囲に及び地域住民の生活及び企業活動に支障があるので、その影響を最小限に抑えるために中野町地内に仕切弁を1カ所設置するための工事費であります。

一般会計及び特別会計の補正予算の説明は以上であります。

以上で、議案第105号から議案第106号までの2議案の提出理由の説明を終わります。

原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、関根英也議員。

○7番（関根英也君） このたび農地災害、台風19号で大変被害を受けたわけですが、農地災に当てはまらない小規模な農地災に対して村単独で補助事業をつくっていただきましたことは、本当に農家として喜んでいるところでございます。

そういう中で、農林省のホームページを開いてみますと、小規模災害についての事業もあります。これは、農林省のやつは13万以上40万未満です。これに対しての直接的な助成金はないんですが、この事業を市町村で行った場合、47.5%から85.5%、そして、激甚災害とかそういうときだと思んですが、100%まで元利償還金にこの算入率を引き上げます、そういう項目があるんですが、実際40万かかって村から20万、個人が20万出すと大変な負担になり

ます。もしこういう制度を村で起債していただいて、交付金に上乗せしてくるよと。であるんだらば本当に村でも助かりますし、受益者も非常によく助かるので、ひとつご検討をお願いできないかどうか、村長をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの関根英也議員の質疑、ありがとうございます。

おっしゃるとおり国からの通達がございまして、13万から40万までの小規模災害の補助率、激甚災害を受けているわけでありますから補助率は非常に高いわけであります。

それで、村としてもこのような通達を受けまして、まずは、今回、要綱を3つ、背後地とそれから住宅補修とそれから農地等小規模という3段階の要綱を議会の承認を得た後で村民の方々に広報していきたいと思えます。

今おっしゃる13万から40万までのという小規模災害の補助率の高いものが国からの通達来ておりますので、募集を受けましてその中で13万から40万での間の工事、小規模工事ですね、それにつきましては担当課のほうで精査をして率の高いもので受益者の方、また村の負担を少なくするような仕分けをする用意をしております。

ただし、13万から40万までですので、今回、要綱は2万円以上ですから、そこにこぼれた本当に小規模のものは、災害につきましては、今回の要綱で50%と。ですから、起債を起こして後から償還して村のほうに交付金としていただける仕掛けをつくって、そして、できるだけ本村の支出が少ないように、今回は5,100万という補正を上げさせていただきましたが、その金額が多くなるのか少なくなるのかは、率のいいほうを選んでいきたいなと思っております。

もし、それで不足するような場合には、また12月補正を組まなくてはなりません、ちょっと短い期間で村民の皆様から申請をしていただかないとなかなか対応できないものですから、そういう対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第105号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第106号 令和元年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、令和元年第6回鮫川村議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時17分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和元年11月14日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 雅 秀

署 名 議 員 前 田 武 久